

平成30年吉日

岡山県農業経営者・農業法人経営者 各位

岡山県農業経営者協会  
会長 藤原 克己  
(公印省略)

### 岡山県農業経営者協会会員加入のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、岡山県の農業振興にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
本会は、現在会員47名で稲作部会、農業法人部会、農企業者部会を構成しております。  
貴社におかれましても、この機会に会員となつていただき、特に日本農業法人協会会員となつていただきますと、法人経営に役立つ情報の提供（FAX 通信・ネット情報）や賛助会員のリース事業、従業員保険等、会員価格の特典もあります（HP参照）。  
関心有る方はぜひお問い合わせお申し込み下さいますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1、岡山県農業経営者協会への加入要件

岡山県農業経営者協会は県内農業経営者45名の組織。

会の趣旨に賛同いただき、下記の部会を選択の上、別紙により申し込む。

なお、会員の年会費は2万円とする。

（法人部会員は別に日本農業法人協会会費として3万円が必要になります＝計5万円）

#### 2、会員の主な活動

会員は自身の農業経営能力向上を図るための研修や情報交換会に参加、また、就業希望者の受入、岡山県農業の発展に期する活動への参加を行う。

また、会員間で有益な情報の提供、相互に経営支援活動等を行う。

#### 3、部会の概要（平成30年4月1日時点）

##### ①稲作部会

岡山県内で水稻10ヘクタール以上の経営を行う又は志向する者。

（部会長：岩藤英彦：赤磐市）

##### ②農業法人部会（加入時：日本農業法人協会加入を選択）

岡山県内で農業法人経営を行う又は志向する者。

（部会長：藤井浩太郎：岡山市・株卵娘庵）

##### ③農企業者部会

岡山県内で企業的経営を行う又は志向する者。

（部会長：藤原克己：赤磐市）

##### ④所属賛助会員：岡山県農協中央会、全国農業協同組合連合会岡山県本部

全国共済農業協同組合連合会岡山県本部、JA 三井リース、

農林中金岡山支店、ヤマアグリジャパン中国四国カンパニー岡山推進部

共栄火災海上保険(株)中国支店岡山支店

三井住友ファイナンス&リース(株)、

住友三井オートサービス(株)、渡辺パイク(株)

お問い合わせは  
岡山県農業会議 佐藤  
TEL 086-234-1093

(参考)

## 平成29年度岡山県農業経営者協会活動（実績）

- 1, 経営研修
  - ・農業経営者研修・農業よろず研修会（7回）の実施
  - ・就業環境改善（労務関係）研修の実施
  - ・県外先進地視察研修の実施（県外：29年度は徳島県淡路）
  - ・会員交流研修・相互経営訪問
- 2, 就業希望者への情報発信
  - ・就農相談会で雇用、研修受入情報の発信
  - ・インターネットによる雇用、研修受入情報の発信
  - ・農の雇用事業研修生の受入支援・研修実施
- 3, 定期情報提供
  - ・全国農業新聞による情報提供（有償 年8400円）
  - ・インターネットによる情報提供（日本農業法人協会会員のみ）
  - ・研修資料の提供
- 4, その他  
岡山県農業会議の行う各種事業
  - ・農の雇用事業による就業者研修（OJT）支援事業他

日本農業法人協会から毎週、経営に役立つ情報がFAXまたはメールで提供されます。

## 平成30年度岡山県農業経営者協会活動（計画）

- 1, 経営研修
  - ・全国稲作経営者現地研究会
  - ・農業経営者研修・農業よろず研修会の実施
  - ・就業環境改善（労務関係）研修の実施
  - ・県外先進地視察研修の実施（予定：高知県）
  - ・日本農業法人協会セミナーへの参加
- 2, 就業希望者への情報発信
  - ・商談会への参加
  - ・就農相談会で雇用、研修受入情報の発信
  - ・インターネットによる雇用、研修受入情報の発信
  - ・農の雇用事業研修生の受入支援・研修実施
- 3, 定期情報提供
  - ・全国農業新聞による情報提供（有償 年8400円）
  - ・インターネットによる情報提供（日本農業法人協会会員のみ）
  - ・研修資料の提供
- 4, その他  
岡山県農業会議の行う各種事業
  - ・農の雇用事業による就業者研修（OJT）支援事業他



平成30年吉日

農業経営者支援希望組織・団体長 殿

岡山県農業経営者協会  
会長 藤原 克己  
(公印省略)

岡山県農業経営者協会賛助会員加入にあたって

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、岡山県の農業振興にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、このたびは当協会賛助会員への加入希望をいただきありがとうございます。  
本会は、現在会員45名、10賛助会員で稲作部会、農業法人部会、農企業者部会を構成しております。  
貴社・団体におかれましては、加入申込みいただきますと全部会の賛助会員となつていただきますので、ご了承の上、別紙によりお申し込み下さいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 岡山県農業経営者協会への加入要件  
岡山県農業経営者協会は県内農業経営者45名の組織。  
会の趣旨に賛同いただき、農業経営者協会を応援いただける場合に農業者、農業法人以外の企業・団体・組織が加入した場合は「賛助会員」と称する。  
賛助会員の年会費は2万円とする。(一般会員と同額)
2. 賛助会員の主な活動  
賛助会員は会員の農業経営に有益な情報提供、経営支援活動等を行う。
3. 部会の概要 (平成30年4月1日時点)
  - ①稲作部会  
岡山県内で水稲10ヘクタール以上の経営を行う又は志向する者。  
(部会長：岩藤英彦：赤磐市)
  - ②農業法人部会 (加入時：日本農業法人協会加入を選択)  
岡山県内で農業法人経営を行う又は志向する者。  
(部会長：藤井浩太郎：岡山市・株卵娘庵)
  - ③農企業者部会  
岡山県内で企業的経営を行う又は志向する者。  
(部会長：藤原克己：赤磐市)
  - ④所属賛助会員：岡山県農協中央会、全国農業協同組合連合会岡山県本部  
全国共済農業協同組合連合会岡山県本部、JA三井リース、  
農林中金岡山支店、ヤンマーアグリジャパン中国四国カンパニー岡山推進部  
共栄火災海上保険(株)中国支店岡山支店  
三井住友ファイナンス&リース(株)、  
住友三井オートサービス(株)、渡辺パイク(株)

お問い合わせは  
岡山県農業会議 佐藤  
TEL 086-234-1093

# 岡山県農業経営者協会会員申込書（賛助会員）

郵 送：〒700-0826 岡山市北区磨屋町9番18号

岡山県農業会議内

TEL：086-234-1093 FAX：086-231-8841

岡山県農業経営者協会 会長 殿

下記により岡山県農業経営者協会賛助会員として加入したいので申し込みます。

申込年月日 平成 年 月 日

## 1. 加入部会・住所・組織・団体名（担当者名）

組織・団体名 (代表者職氏名)	(職名 氏名 )		
住 所	〒 一 市・郡	町・村	
連 絡 先	電 話		
	F A X		
	担当部署		担当者名

貴組織・団体を会員に紹介する際、ポイントとなる内容を簡単にご記入下さい。

# 岡山県農業経営者協会会則

## (目的)

第1条 この会は、認定農業者等の交流、研さんをはじめとする自主活動を助長し、これらに対する情報提供を行うことにより、農業経営改善目標の達成を支援することをもって、農業経営の健全な発展と農業者の社会的地位の向上並びに本県農業の振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この会則において「認定農業者等」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた個人並びに法人、及びこれを志向する個人並びに法人をいう。

## (名称)

第3条 この会は、岡山県農業経営者協会と称する。

## (事務所)

第4条 この会の事務所は、岡山県農業会議事務所内に置く。

## (事業)

第5条 この会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の交流及び研さん
- (2) 会員に対する情報提供
- (3) 認定農業者等の組織課の支援
- (4) 調査研究
- (5) 提言活動
- (6) その他必要な事項

## (会員)

第6条 この会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 認定農業者等である農業経営者
- (2) その他この協会に賛同する農業経営者及び間系団体等とする

## (部会)

第7条 この会に経営等の部門を単位とする次の部会を置く。

- (1) 稲作経営者会議部会
- (2) 農業法人協会部会
- (3) 農企業者クラブ部会

2 部会は、その部会毎に次に掲げる事項からなる運営要領を定める。

- (1) 部会の設置目的
- (2) 部会の活動
- (3) 部会員は、当該部会に対する会費（部会費）を納入しなければならない

## (会費)

第8条 この会の会員は、毎事業年度において会費を納入しなければならない。

## (経費)

第9条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

## (会議)

第10条 この会の会議は、総会、役員会及びこれに準ずる会議とする。

- 2 会議の議長は会長があたる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 4 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を要する。
  - (1) 会則の変更及び廃止
  - (2) 理事及び監事の選任
  - (3) 事業計画
  - (4) 事業報告及び収支決算の承認

- (5) 会費の額、納入の時期及び方法
- 5 次に掲げる事項は、役員会の議決又は承認を要する。
- (1) 総会に付議する事項
  - (2) その他、会の運営に必要な重要事項

(役員)

- 第11条 この会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 理事 15人以内（会長及び副会長を含む）
  - (4) 監事 3人
- 2 理事及び監事は、次の者の中から総会において選任する。
- (1) 各部会から理事5名以内及び監事1名を選出する
- 3 会長及び副会長は、理事の互選による。
- 4 役員は、それぞれ次に掲げる職務を行う。
- (1) 会長は、会を代表し、その業務を統括する
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する
  - (3) 理事は、役員会に出席し、業務の執行を決定する
  - (4) 監事は、会の業務及び会計を監査する

(役員任期)

- 第12条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨げない。
- 2 理事又は監事が辞任したことにより選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第13条 この会に各部門毎に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験を有する者の中から会長が委嘱する。

(事業年度)

- 第14条 この会の事業年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終了する。

(事務処理)

- 第15条 この会の事務処理は、岡山県農業会議がこれを行う。

(附則)

- 1 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において定める。
- 2 この会則は平成21年4月1日から施行する。